



2013年2月号

二戸労基署ニュース

降積雪期における労働災害の防止について

屋根等への積雪が凍結している建物が多く見られますが、軒下での作業中に屋根から落下した氷により被災した事例が報告されています。

今後、気温上昇により屋根上の雪や氷が落下する頻度が増え、日中に溶けた雪や氷が、路面や通路等で早朝にかけて凍り滑りやすくなります。労働災害防止のため特に次の事項についての徹底をお願いします。



(1) 雪庇の飛来落下災害防止

軒下で作業を行ったり、軒下を通路として使用する場合は、軒先に出来た雪庇の状況を確認してください。軒先に出来た雪庇は雪庇落とし用金具などを用いて除去してください。(屋根に登っての雪庇落とし作業は墜落防止措置を図ってから実施してください。)

なお、頻繁に雪庇が出来るような場所には、「落雪注意」などの警告表示を行なってください。

(2) 転倒災害の防止

日中に溶けた場所が再度凍結する場では、融雪剤等を散布し滑らないようにしてください。排水が不十分な為に再度凍結する箇所については、排水を行ないましょう。

(3) スリップ等による交通事故の防止

気象情報を踏まえた適切な運行計画の作成、積雪の状況を踏まえた適切な装備を装着し安全な走行速度を遵守すること等の措置を講じてください。

健康診断結果に対する事後措置と健康診断結果報告書の提出について

事業者は労働者に対し、事業場の労働者数に関係なく、毎年定期健康診断を実施し、法定の有害業務(有機溶剤業務等)については、有害業務の内容に応じた健康診断を別途実施しなければなりません。

健康診断の結果、異常の所見が認められた場合は2か月以内に産業医から就業上の意見を聴取し、聴取した意見を健康診断個人票に記載する必要があります。

また、健康診断実施者数、有所見者数など、健康診断の結果については、健康診断実施後に、遅滞なく、監督署へ報告(定期健康診断については、労働者50人以上の事業場のみ対象)する必要があります。(報告用紙が必要な場合は労働基準監督署に問い合わせください。)

「労働災害発生状況」

1. 平成24年(1月～12月)(25年1月末集計分速報値)

- ・死亡労働災害: 1件(前年同期比 -5件)
- ・休業四日以上: 121件(前年同期比 -16件)

2. 平成25年1月

- ・死亡労働災害: 0件(前年同期比 0件)
- ・休業四日以上: 9件(前年同期比 +6件)

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。